

東日本大震災の復旧・復興に係る作業員宿舎建設・設置等の債務保証実施要領

(目的)

この要領は、東日本大震災の被災地域における復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、債務保証規程第5条第1項に定める共同施設に、今般特別に作業員宿舎の建設・設置を含めるものとし、当該作業員宿舎の建設・設置に必要な資金の借入に対する債務保証等の要件を定め、もって復旧・復興工事受注者の取組に対して支援することを目的とする。

(定義)

この要領における作業員宿舎とは、東日本大震災の被災地域である岩手県・宮城県・福島県において復旧・復興工事に従事する作業員を宿泊させるための施設であること。

また、建設・設置される作業員宿舎への需要が確実なものであり、被保証者により適正に管理運営されることが明らかであること。

(被保証者として認めるもの)

被保証者の資格（規程第4条第5号）に係る規則（平成24年6月15日施行）第2条第4号の規定に関し、被保証者として認める団体及び組合は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 構成員の3分の2以上は、本財団に出えんする団体及び組合に所属する建設企業（以下、「会員」という。）であること
- (2) 構成員の代表者は、原則として、一般社団法人岩手県建設業協会、一般社団法人宮城県建設業協会または一般社団法人福島県建設業協会（以下、「3県協会」という。）のいずれかの会員であること
ただし、構成員の代表者が3県協会の会員でない場合には、構成員の過半数が3県協会の会員であり、かつ、代表者は本財団に出えんする団体及び組合の会員であること
- (3) 原則として、3県協会またはこれらと同等の団体から本財団へ推薦があること

(債務保証の限度額)

本財団が債務の保証を行う最高限度額は、一の申請案件につき2億円とする。

(借入期間と債務保証割合)

本財団が債務の保証を行う資金の借入期間は最長5年とし、債務保証割合の限度は90%とする。

(連帯保証人等)

保証委託者は、構成員の代表者を連帯保証人とする。

ただし、本財団は、保証委託者を総合的に審査（保証委託者の財産的基盤、業務遂行能力、営業体制、内部管理体制、保証極度額等について）し、必要と認める場合については、債務保証に見合う連帯保証人（代表者以外の役員）および担保の提供等を求める。

(助成の期間と金額)

本財団が債務保証の元本の額に対して助成する期間の最長は5年とし、助成のために支出する金額の1件あたりの最高限度は、年間300万円とする。

(債務保証の決定)

債務保証を行うにあたっては、事業計画の妥当性、返済能力等を総合的に判断し、借入期間、助成金等について当財団の審査会の決議を経て、当財団の理事長が決定する。

(附則)

この要領は、平成25年6月1日から平成27年3月31日まで施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで施行する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで施行する。